

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案要綱

第一 総則

一 趣旨（第一条関係）

この法律は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めるものとする。

二 定義（第二条関係）

この法律において使用する用語について必要な定義規定を設けること。

三 基本理念（第三条関係）

1 競争の導入による公共サービスの改革は、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。

2 1の見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止するものとする。

四 国の行政機関等の責務（第四条関係）

1 国の行政機関等は、三の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国の行政機関等の公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定するほか、国の行政機関等の関与その他の規制を必要最小限のものとするに、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

2 国の行政機関は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるものとすること。

五 地方公共団体の責務（第五条関係）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定するほか、地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとするにより民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。

六 民間事業者の責務（第六条関係）

公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのっとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努めなければならないものとする。

第二 公共サービス改革基本方針等

一 公共サービス改革基本方針（第七条関係）

1 内閣総理大臣は、国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報を公表し、民間事業者及び地方公共団体の意見を聴取するとともに、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して、次に掲げる事項を主な内容とする公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬものとする。

- (一) 競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- (二) 競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置（特定公共サービスの範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。以下1において同じ。）についての計画（三）に掲げるものを除く。）
- (三) 競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画
- (四) 官民競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス（以下「官民競争入札対象公

共サービス」という。)の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

(五) 民間競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス(以下「民間競争入札対象公共サービス」という。)の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

(六) 廃止の対象とする国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

2 内閣総理大臣は、公共サービス改革基本方針の案を定めようとするときは、第七の一の官民競争入札等監理委員会(以下第六まで同じ。)の議を経なければならないものとする。

3 内閣総理大臣は、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直し、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

4 内閣総理大臣は、3の見直しに当たっては、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは

、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。

5 内閣総理大臣は、1又は3の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、公共サービス改革基本方針を公表しなければならないものとする。

二 地方公共団体における官民競争入札等の実施方針（第八条関係）

1 地方公共団体の長は、官民競争入札又は民間競争入札（以下「官民競争入札等」という。）を実施する場合には、地方公共団体が実施している特定公共サービスに関する情報を公表し、民間事業者の意見を聴取した上で、官民競争入札等の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容を主な内容とする官民競争入札等の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を作成するものとする。

2 地方公共団体の長は、実施方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三 官民競争入札及び民間競争入札

一 国の行政機関等による官民競争入札の実施等

1 官民競争入札実施要項（第九条関係）

(一) 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において官民競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、公共サービス改革基本方針に従って、官民競争入札実施要項を定めなければならないものとする。

(二) 官民競争入札実施要項は、官民競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(2) 2に定めるもののほか、官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 官民競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

(4) 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(5) その他官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(三) (二の(2)に規定する資格は、知識及び能力、経理的基礎、技術的基礎等の事項を考慮して当該官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならぬものとする。

(四) (二の(4)に規定する実施状況に関する情報の開示においては、官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費、人員、施設及び設備並びに当該官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度を明らかにするものとする。

(五) 国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならぬものとする。

(六) 国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬものとする。

2 欠格事由（第十条関係）

官民競争入札に参加することができない者を、成年被後見人、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終

わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者、法人であつてその役員のうちこれらのおいづれかに該当する者があるもの等とすること。

3 官民競争入札への参加（第十一条関係）

(一) 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従つて、官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む具体的な実施体制及び実施方法並びに入札金額を記載した書類を国の行政機関等の長等に提出することにより、申込みを行うものとする。

(二) 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に従つて、官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法並びに官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類を作成するものとする。

(三) (一)により申込みを受けた国の行政機関等の長等は、(一)及び(二)の書類の写しを官民競争入札等監理委員会に送付しなければならないものとする。

4 官民競争入札の実施及び落札者等の決定（第十二条及び第十三条関係）

(一) 国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に規定する評価の基準に従つて、3の(一)及び(二)

の書類のすべてについてその評価を行うものとし、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならぬものとする。 (第十二条関係)

(二) 国の行政機関等の長等は、(一)の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した3の(二)の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があつた場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者を落札者として決定するものとする。 (第十三条第一項関係)

(三) 国の行政機関等の長等は、(一)の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した3の(二)の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかつた場合は、国の行政機関等が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。 (第十三条第二項関係)

(四) 国の行政機関等の長等は、(二)及び(三)の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及

び国の行政機関等の長等が作成した3の(二)の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならないものとする。 (第十三条第三項関係)

二 国の行政機関等による民間競争入札の実施等

1 民間競争入札実施要項(第十四条関係)

(一) 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めなければならないものとする。

(二) 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(2) 2において準用する一の2に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (3) 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項
- (4) 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
- (5) その他民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項
- (三) (二)の(2)に規定する資格は、知識及び能力、経理的基礎、技術的基礎等の事項を考慮して当該民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならぬものとする。
- (四) (二)の(4)に規定する実施状況に関する情報の開示においては、民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費、人員、施設及び設備並びに当該民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度を明らかにするものとする。
- (五) 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならないものとする。
- (六) 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬものとする。

2 国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札についての準用（第十五条関係）

一の2、一の3の一並びに一の4の一、二及び四の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用するものとする。

三 地方公共団体による官民競争入札の実施等

1 官民競争入札実施要項（第十六条関係）

(一) 地方公共団体の長は、実施方針において官民競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、官民競争入札実施要項を定めるものとする。

(二) 官民競争入札実施要項は、官民競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(2) 2において準用する一の2に定めるもののほか、官民競争入札に参加する者に必要な資格に関

する事項

(3) 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

(4) 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(5) その他地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(三) (二)の(2)に規定する資格は、知識及び能力、経理的基礎、技術的基礎等の事項を考慮して当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならないものとする。

(四) (二)の(4)に規定する実施状況に関する情報の開示においては、地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費、人員、施設及び設備並びに当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度を明らかにするものとする。

(五) 地方公共団体の長は、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、第七の二の合議制の機関の議を経るものとする。

(六) 地方公共団体の長は、官民競争入札実施要項を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

2 地方公共団体の長が実施する官民競争入札についての準用（第十七条関係）

一の2から4までの規定は、地方公共団体の長が実施する官民競争入札について準用するものとする。

四 地方公共団体による民間競争入札の実施等

1 民間競争入札実施要項（第十八条関係）

(一) 地方公共団体の長は、実施方針において民間競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

(二) 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

と。

(1) 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(2) 2において準用する一の2に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

(4) 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(5) その他地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(三) (二の(2)に規定する資格は、知識及び能力、経理的基礎、技術的基礎等の事項を考慮して当該地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならないものとする。

(四) (二の(4)に規定する実施状況に関する情報の開示においては、地方公共団体民間競争入札対象公共

サービスに関する従来の実施に要した経費、人員、施設及び設備並びに当該地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度を明らかにするものとする。

(五) 地方公共団体の長は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、第七の二の合議制の機関の議を経るものとする。

(六) 地方公共団体の長は、民間競争入札実施要項を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

2 地方公共団体の長が実施する民間競争入札についての準用（第十九条関係）

一の2、一の3の一並びに一の4の一、二及び四の規定は、地方公共団体の長が実施する民間競争入札について準用するものとする。

第四 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

一 契約

1 契約の締結等（第二十条関係）

(一) 国の行政機関等の長等は、民間事業者を落札者として決定した場合には、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項及び申込みの内容に従い、書面により、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）の実施に関する契約を締結し、当該対象公共サービスの実施を委託するものとする。

(二) 国の行政機関等の長等は、(一)の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならないものとする。

2 契約の変更（第二十一条関係）

(一) 国の行政機関等の長等及び公共サービス実施民間事業者は、対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議により、(一)の契約を変更することができるものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならぬものとする。

(二) 国の行政機関等の長等は、(一)の規定により契約を変更したときは、遅滞なく、当該契約の変更の

内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならないものとする。

3 契約の解除等（第二十二条関係）

- (一) 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者等が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、^(一)1の契約を解除することができるものとする。
 - (1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
 - (2) 官民競争入札又は民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 契約に従って対象公共サービスを実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
 - (4) (3)に掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
 - (5) その他契約を解除すべき事由
- (二) 国の行政機関等の長等は、^(一)1の規定により契約を解除するときは、第三に定めるところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札の実施又は国の行政機関等が対象公共サービスを実施する措置その他の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずるも

のとする。こと。

(三) 国の行政機関等の長等は、(二)の規定による措置を講じようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならないものとする。こと。

(四) 国の行政機関等の長等は、(二)及び(三)の規定による措置を講じたときは、遅滞なく、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならないものとする。こと。

4 地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについての準用(第二十三条関係)

1 から3までの規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用するものとする。こと。

二 公共サービスの実施

1 官民競争入札対象公共サービス等の実施(第二十四条関係)

公共サービス実施民間事業者は、一(一)の契約に従って、官民競争入札対象公共サービス、民間競争入札対象公共サービス、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争

争入札対象公共サービスを実施しなければならないものとする。

2 秘密保持義務等（第二十五条関係）

- (一) 公共サービス実施民間事業者その他の1の公共サービスに従事する者等は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。
- (二) 1の公共サービスに従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

三 監督

1 報告の徴収等（第二十六条関係）

- (一) 国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求めらるること等ができるものとする。
- (二) 国の行政機関等の長等は、(一)の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならないものと

すること。

2 国の行政機関等の長等の指示等（第二十七条関係）

（一） 国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

（二） 国の行政機関等の長等は、（一）の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならないものとする。

3 地方公共団体官民競争入札対象公共サービス等についての準用（第二十八条関係）

1 及び2の規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用するものとする。

第五 法令の特例

一 通則

1 法令の特例の適用（第二十九条関係）

公共サービス実施民間事業者が実施する公共サービスについては、法令の特例を適用するものとする。

2 財政法の特例（第三十条関係）

国が対象公共サービスについて債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とするものとする。

3 国家公務員退職手当法の特例（第三十一条関係）

国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員のうち、国の行政機関等の長等が第二十条第一項の契約を締結した日の翌日から当該契約に係る対象公共サービスの第九条第二項第二号に規定する実施期間又は第十四条第二項第二号に規定する実施期間の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者で使用される者（当該対象公共サービスに係る業務に従事するものに限る。以下この項において「対象公共サービス従事者」という。）となるための退職（同法第四条第一項又

は第五条第一項の規定に該当する退職に限る。)をし、かつ、引き続き対象公共サービス従事者として在職した後引き続き実施期間の末日の翌日までに再び職員となった者が退職した場合におけるその者に対する同法第二条の三の規定による退職手当に関して特例を定めること。

二 特定公共サービス

1 職業安定法の特例(第三十二条関係)

(一) 次に掲げる公共職業安定所の業務(以下1において「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者であつて特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行うものは、職業安定法第三十条第一項の許可を受けた者でなければならぬものとする。

(1) 事業の経営管理に係る業務又は技術的及び専門的な知識を必要とする業務に就く職業に就職を希望する四十歳以上の者を専ら対象とする施設において行う職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務

(2) 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に就く職業に就職を希望する四十五歳以上六十歳未満の者その他厚生労働省令で定める者を専ら対象とし、職業の選択及

び労働市場の状況に関する理解を深めさせることにより就職活動を行う意欲を増進することを目
的とする施設において行う職業指導及びこれに付随する業務

- (二) (一)の公共サービス実施民間事業者が、(一)の職業紹介事業を行う場合において国以外の者から手数料又は報酬を受けないときは、職業安定法第三十二条の十一の規定は適用しないものとする。
- (三) そのほか公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めるものとする。

2 国民年金法等の特例(第三十三条関係)

- (一) 国民年金保険料の収納に関する業務のうち次に掲げるものを実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務(以下2において「納付受託業務」という。)を実施するものとする。

- (1) 保険料滞納者に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務

- (2) 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務

(3) (1)及び(2)の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官に報告する業務

(二) (一)の公共サービス実施民間事業者は、納付受託業務を適正かつ確実に実施することができることを認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければならない。

(三) (二)の公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなすものとする。

(四) (二)の公共サービス実施民間事業者が実施する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法第七十二条の規定は適用しないものとする。

(五) その他公共サービス実施民間事業者が(一)に掲げる業務を実施するに当たり所要の規定を設けると。

3 戸籍法等の特例(第三十四条関係)

(一) 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができるものとする。

- (1) 戸籍法に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し
 - (2) 地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し
 - (3) 外国人登録法に基づく登録原票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し
 - (4) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し
 - (5) 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及びその引渡し
 - (6) 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し
- (二) その他公共サービス実施民間事業者が一に掲げる業務を実施するに当たり所要の規定を設けると。

第六 国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等

一 官民競争入札対象公共サービスの実施（第三十五条関係）

国の行政機関等は、第三の一の四の三の場合においては、官民競争入札実施要項及び当該国の行政機関等の長等が作成した書類の内容に従って、官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

二 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施（第三十六条関係）

地方公共団体は、第三の三の二において準用する第三の一の四の三の場合においては、官民競争入札実施要項及び当該地方公共団体の長が作成した書類の内容に従って、地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

第七 官民競争入札等監理委員会等

一 官民競争入札等監理委員会

1 設置（第三十七条関係）

国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に、官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

2 所掌事務（第三十八条関係）

- (一) 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。
- (二) 委員会は、(一)の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができるものとする。

(三) 委員会は、(二)の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならないものとする。

(四) 内閣総理大臣又は関係する国の行政機関等の長等は、(二)の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならないものとする。

3 組織、委員等(第三十九条 第四十二条関係)

委員会は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、三年の任期で非常勤職員として内閣総理大臣が任命する委員十三人以内をもって組織するもの等とすること。

4 事務局(第四十四条関係)

委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置くもの等とすること。

5 報告の徴収等(第四十五条関係)

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する国の行政機関等又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

6 政令への委任（第四十六条関係）

このほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

二 地方公共団体の審議会その他の合議制の機関（第四十七条関係）

1 地方公共団体は、地方公共団体の長が官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、当該地方公共団体の区域における地方公共団体の特定公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、公共サービスに関して優れた識見を有する者により構成される審議会その他の合議制の機関（次項において「合議制の機関」という。）を置くものとする。

2 合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定めるものとする。

第八 雑則

一 競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置（第四十八条関係）

国は、官民競争入札対象公共サービスの実施に従事していた職員を、定員の範囲内において、他の官職（他の国の行政機関に属する官職を含む。）に任用することの促進その他の競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

二 その他（第四十九条 第五十三条関係）

その他事務の委任、解釈規定等に関し必要な事項を定めること。

第九 罰則（第五十四条 第五十六条関係）

罰則について、所要の規定を設けること。

第十 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 関係法律の規定の整備その他所要の規定の整備を行うこと。